

防衛医科大学校卒業生の償還金の償還業務処理要領について(通達)

昭和 56 年7月 31 日  
陸幕衛第 114 号

改正 昭和 57 年9月 16 日陸幕衛第 156 号 平成元年2月 10 日陸幕法第 25 号  
平成7年3月 17 日陸幕衛第 78 号 平成 18 年7月 26 日陸幕法第 127 号  
平成 19 年1月9日陸幕法第1号 平成 19 年3月 28 日陸幕法第 61 号  
平成 21 年2月3日陸幕法第 10 号 平成 30 年3月 29 日陸幕衛第 143 号  
平成 31 年4月 19 日陸幕法第 133 号 令和 3 年3月 12 日陸幕法第 101 号

陸上総隊司令官

各方面総監

殿

各部隊長

各機関の長

陸上幕僚長

(例規 36)

防衛医科大学校卒業生の償還金の償還業務処理要領について(通達)

(衛定第 207 号)

標記について、防衛医科大学校卒業生の償還金の償還に関する訓令(昭和 55 年防衛庁訓令第 32 号。以下「訓令」という。)第8条に基づき、陸上自衛隊における償還金の業務処理要領を別紙のとおり定めるので遺憾ないよう実施されたい。

## 償還金業務処理要領

### 1 趣旨

この要領は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卒業生 防衛医科大学校の卒業生をいう。
- (2) 所属長 卒業生の所属する部隊等の長をいう。
- (3) 業務隊長等 卒業生が離職した場合のその者の住所の最寄り駐屯地業務隊長等（駐屯地業務を担当する部隊等の長を含む。）をいう。
- (4) 歳入徴収官 陸上自衛隊会計事務規則（陸上自衛隊達第 16—4 号）別表第 1 に掲げる方面総監部会計課長たる歳入徴収官をいう。
- (5) 既退職者 卒業日の属する年の 7 月 31 日以前に離職した卒業生をいう。

### 3 離職時における所属長の報告

所属長は、卒業生が離職の希望を申し出たときは、償還金の償還義務を確認の上、一括償還が半年賦償還かの区分を明確にした付紙第 1（一括・半年賦償還申出書）を提出させ、順序を経て速やかに陸上幕僚長に報告しなければならない。この際、所属長は、半年賦償還を希望する場合には、その理由について詳細に確認しなければならない。

### 4 一括償還

所属長（既退職者は業務隊長等）は、陸上幕僚長から、前項の報告に基づく償還金の金額等の通知を受けたときは、訓令第 2 条に基づき、償還金の金額等通知書を償還義務者に送付するとともに、償還義務者の離職後の住居を管轄する歳入徴収官に債権発生（変更）通知書（付紙第 2）及び償還金の金額等通知書（写）を送付する。

## 5 分割償還

- (1) 所属長（既退職者は業務隊長等）は、陸上幕僚長から、第3項による半年賦償還の申出に係る通知を受けたときは、償還金の金額等通知書を償還義務者に送付する。
- (2) 分割償還を希望する償還義務者は、離職の日（卒業の日の属する年の7月31日以前の離職のときは、8月9日）までは訓令第4条に定める償還金償還計画書を作成し、順序を経て陸上幕僚長に提出しなければならない。
- (3) 所属長（既退職者は業務隊長等）は、防衛大臣からの均等償還ができる旨の通知（訓令第3条第3項の規定に基づく通知をいう。）を受けたときには、償還義務者に通知するとともに、歳入徴収官に債権発生（変更）通知書、防衛大臣の承認書（写）及び償還金償還計画書（写）を送付する。

## 6 保証人の変更

- (1) 償還義務者は、償還金償還計画書に記載された保証人の変更が必要になったときには、業務隊長等にその旨を申し出るとともに訓令第5条に定める手続を行うものとする。
- (2) 業務隊長等は、本人の同意を受けた保証人かどうか、印鑑証明書により確認するとともに、保証人の前年度収入額証明書又は納税額証明書を徴して、保証能力を把握するものとする。また、保証人が不動産を所有するときは、当該不動産の登記簿謄本を提出させるものとする。
- (3) 業務隊長等は、訓令第5条の規定に基づく保証人変更承認願に関する防衛大臣承認（不承認）を、償還義務者に通知するとともに歳入徴収官にその旨通知する。

## 7 償還免除

- (1) 業務隊長等は、償還義務者の死亡通知（除籍謄本）を遺族から受理した場合又は償還義務者が心身障害により償還金の償還ができなくなり、訓令第6条に基づく償還金償還免除額を申し出た場合には、償還金償還免除額受理報告書を順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。
- (2) 陸上幕僚長が償還義務者の死亡通知又は、心身障害の申出を受理したときには、業務隊長等は、償還義務者又は遺族に償還金償還免除通知書を送付するとともに、歳入徴収官に債権発生（変更）通知書、新たな償還金償還計画書（写）、償還金償還免除（一部免除を含む。）通知書（写）を送付する。

陸上幕僚長 殿

年 月 日

(償還義務者氏名)

## 一括・半年賦償還申出書

所 属		階 級	
氏 名		卒業年月日	
希望 退職 年月日			
自衛隊法施行令第120条の16第1項に規定する期限内に償還できない事由 (具体的に)			
所 属 長 の 意 見			

規格：A列4番

備考：一括償還の場合は、償還できない事由・所属長意見は不要

歳入徴収官 殿

陸 上 幕 僚 長

## 債 権 発 生 通 知 書

下記のとおり債権が発生したので通知する。

## 記

(発生年度) 年度	一 般 会 計	防 衛 省 所 管	防 衛 本 省
債 務 者 の 住 所 氏 名 又 は 名 称			
債 権 金 額	¥		
債 権 の 種 類	自衛隊学資貸与金債権		
履 行 期 限	償還金償還計画書のとおり。		
債 権 の 発 生 原 因	自衛隊法施行令第120条の16の規定による。		
発 生 年 月 日	年 月 日		
利 率 そ の 他 利 息 に 関 す る 事 項			
延滞金に関する事項	年14.5パーセント		
債務者の資産又は業務 の状況に関する事項			
担保(保証人の保証を 含む。)に関する事項			
解 除 条 件			